平成２７年（フ）第３１８号
富山県富山市犬島６丁目10番８号、住民票上の住所大阪府豊中市新千里北町３丁目９番５号
破産者　前川　健一
1　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
2　一般調査期日　平成28年４月28日午後２時
平成28年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第８８３５号
大阪市北区芝田２丁目６番30号梅田清和ビル６階
破産者　藤成商事株式会社
1　期日　平成28年３月25日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市５条通８丁目1254番地の１エヌシーマックビル
清算株式会社　株式会社マックファイナンス
代表清算人　穴口　昭三
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第２０１２号
東京都中央区京橋２丁目８番21号
清算株式会社　株式会社江藤工務店
代表清算人　飯塚　孝徳
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184番地
清算株式会社　箱根湯本ホテル株式会社
代表清算人　齋藤　佳克
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第５号
三重県鳥羽市小浜町237番地の１
清算株式会社　株式会社古雅荘
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊勢支部

平成２７年（ヒ）第３０２８号
大阪市東住吉区田辺５丁目１番32号402号室
清算株式会社　株式会社ダイックス・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１４号
宮崎市祇園４丁目58番地２
清算株式会社　エス株式会社
代表清算人　洲崎　達也
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第５号
北海道夕張郡栗山町字旭台１番地59
清算株式会社　株式会社栗山管財
代表清算人　古瀬　一芳
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　通則

１　定義

⑴　協定債権

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始の命令があった平成28年１月５日までの原因に基づいて生じた債権及び特別清算手続開始後に生じる利息金債権及び損害金債権（ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。）であり、これらを「協定債権」という。

⑵　確定弁済原資

本協定において、「確定弁済原資」とは、清算株式会社が保有する一切の資産を換価して得られた金銭から清算事務費用及び資産換価費用を含む特別清算手続終結の時までに要する一切の諸経費を控除した残額をいう。

⑶　優先的協定債権

本協定において、「優先的協定債権」とは、各協定債権者の有する協定債権のうち他の協定債権に先立って確定弁済原資から弁済を受けられる部分をいう。

⑷　劣後的協定債権

本協定において、「劣後的協定債権」とは、協定債権のうち清算株式会社と協定債権者との個別合意により他の協定債権について全額の弁済がなされた後でなければ弁済を受けることができないとされる部分及び協定債権のうち平成26年９月２日以降に生じる利息金債権及び損害金債権をいう。

⑸　一般配当基準債権

本協定において、「一般配当基準債権」とは、協定債権から優先的協定債権及び劣後的協定債権を除いたものをいう。

２　債権額の合算処理及び端数処理

⑴　本協定に基づき各協定債権者に対する弁済額を計算するにあたり、協定債権者が複数の一般配当基準債権を有する場合には、債権の種類、発生日及び発生原因の如何にかかわらず、当該協定債権者の一般配当基準債権額を合算して弁済額を算出する。

⑵　各協定債権者に対する弁済額を計算する際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。

３　弁済場所

本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する預金口座に振り込む方法により行う（振込手数料は清算株式会社の負担とする。）ただし、清算株式会社が別途定める日までに振込口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の清算人代理人事務所（札幌市中央区北２条西９丁目１番地ウォールアネックス３階弁護士法人土屋法律事務所）において行う。

第２　協定債権者の権利変更

１　債権額の確定

特別清算開始時に協定債権者が各自有する優先的協定債権及び一般配当基準債権の額は別紙記載のとおりとする。

２　弁済額の算定方法

各協定債権者が受ける弁済金の額は次に掲げるものを合算して算出する。

⑴　当該協定債権者の有する優先的協定債権の額

⑵　確定弁済原資から優先的協定債権の総額を控除した残額に対し、一般配当基準債権の総額のうち当該協定債権者の有する一般配当基準債権額の占める割合を乗じて得られる額（ただし、特別清算開始後に清算株式会社の保証人及び物上保証人等から弁済を受け又は担保権の実行による協定債権への充当があった場合には、当該金額を当該協定債権者の一般配当基準債権額から控除して計算する。）

３　弁済時期

本協定に基づく協定債権者に対する弁済は、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に行う。

４　債務免除

協定債権者は、前項の弁済を受けるのと同時に、協定債権の総額から清算株式会社の弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

５　新たな資産が発見された場合の特則

第３項の弁済を実施した後に清算株式会社に新たな資産があることが判明したときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、当該資産の換価が完了した時点で清算株式会社は保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額がある場合には、協定債権者に対し当該残額を原資として清算株式会社が別途指定する日に一般配当基準債権額に応じて按分した金額を支払う。

この場合においては、前項の債務免除は上記金額が支払われる限度でその効力を失うものとする。

（別紙省略）

札幌地方裁判所岩見沢支部